

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	要求水準書(案)	事業期間 共用開始日	3	I	6	(3)						施設の竣工から1月余りの共用開始は準備期間が短過ぎると考えます。この他にも出てくるマニュアル整備や細則の整備は実地検証が必要なものも多く、事前の準備には限界があるからです。	施工期間及び開業準備期間については、事業者の提案に委ねます。
2	要求水準書(案)	事業終了時の要求水準に関する事項	6		10							本文中の表現について、引き続き科学館として利用でき”る”ように良好な状態を保持していなければならない。という認識で宜しいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正します。
3	要求水準書(案)	事業終了時の要求水準に関する事項	6		10							本施設のライフサイクルは30年間を想定し・・・保持していかなければならない、とありますが、経年変化等の不可避の事由については、この限りではないということをご考慮いただけるという認識で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問書に対する回答No.28をご参照ください。
4	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	11		3	(1)	④					著作物の二次利用に関して条件等を明確にすることが重要です。設計図書の公表や施設の改築等著作権に関して事業契約で記載されることが想定されますが、展示コンテンツ(映像、グラフィック等)は当該事業専用に開発されるものであり、条件のない二次利用に関して課題が残ります。そのため個々のPFI事業では、著作権に関する事項を個別に協議をしている状況です。	ご意見として承りました。後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
5	要求水準書(案)	諸室に関する要求水準:学習研修部門:オリエンテーション室	13	II	3	(2)	②					ホワイトボードや音響設備などレクチャーに使用する機材が必要だと考えます。	ご意見を参考に追記します。
6	要求水準書(案)	諸室に関する要求水準:企画開発・管理部門:事務室	14	II	3	(2)	③					スタッフの居室は、OA機器を多用するため床は二重床(OAフロア)を採用すべきと考えます。	事務室は躯体レベルをFL-100としており、二重床(OAフロア)を想定しています。
7	要求水準書(案)	諸室に関する要求水準:企画開発・管理部門:会議室	14	II	3	(2)	③					大人数(20人以上)が利用できる会議室の他に、頻繁に使用することが予想される10人程度が使用できる小会議室が必要だと考えます。	事業者の提案に委ねます。
8	要求水準書(案)	諸室に関する要求水準:企画開発・管理部門:ラウンジ	15	II	3	(2)	③					事務室と兼ねることも可能とありますが、個人情報や運営情報の漏えいなどに鑑み独立して設置すべきと考えます。	事業者の提案に委ねます。
9	要求水準書(案)	諸室に関する要求水準:その他:エントランスホール	15	II	3	(2)	④					小学校などの団体利用の一次集合場所としても考慮されるべきだと考えます。	団体利用の一次集合場所はオリエンテーション室を想定しています。
10	要求水準書(案)	設備計画に関する要求水準:拡声設備	19	II	3	(3)	①		シ			放送は、警備室、受付、事務室からそれぞれ切り替えによって出来る様にすべきと考えます。	要求水準は、最低限の水準を示したものであり、ご意見の内容については、運用方法を踏まえて事業者の提案に委ねます。
11	要求水準書(案)	基本展示計画に関する要求水準	21	II	4	(1)	①					ご記載の通り、インタラクティブ展示や、ハンズオン展示などの体験型展示を取り入れる事は、科学館等にて集客を高める上で、大変重要な要素かと存じます。施設自体に可変性を持たせ、頻繁に催しを变える等、リピーターを取り込む仕組みと併せて、集客力の高い施設となる事を折念致しております。	ご意見ありがとうございます。体験型展示とその可変性、その他教育普及事業等が上手くバランスをとって、いつ来ても楽しい科学館となるようなご提案をいただければと考えております。
12	要求水準書(案)	初期整備業務に関する要求水準	26	II	4	(1)	④					「すべての展示の解説書を1冊にまとめたものを売店で販売することとする。」とありますが、リスク分担の考え方からも、ミュージアムショップの運営は事業者の独立採算事業となりますので、上記内容については要求水準書に記載せず、事業者の提案に任せるべきだと思いますがいかがでしょうか？	原案のとおりとします。

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)			a
13	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 操作卓	30	II	5	(2)	①	オ			操作卓(コンソール)のボリュームコントローラーはロータリーエンコーダとありますが、リモート制御でプラネタリウムを操作するためにロータリーエンコーダが必要と判断できますが、実際にはリモート制御を行うにしてもロータリーエンコーダは使用しません。ボリュームコントローラーでプラネタリウムを操作するだけでなく、リモート制御でプラネタリウム操作ができること。に変更をお願いできないでしょうか？	ご指摘を踏まえ、「ボリュームコントローラーでプラネタリウムを操作するだけでなく、リモート制御でプラネタリウム操作ができること。」に修正します。
14	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 音響設備	31	II	5	(2)	②	イ			簡易的なステージ用音響設備をプラネタリウムシステムとは別系統で単独使用できるように配備するべきと考えます。	ご意見を参考に検討します。
15	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 室内計画 ドーム床形状	32	II	5	(3)	①				床が二重床になる場合、ドームシアターの音響設備で共振しないように留意すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、「床が二重床になる場合、ドームシアターの音響設備で共振しないように留意すること。」を追記します。
16	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 照明設備	32	II	5	(2)	③	イ			ステージ用照明設備をプラネタリウムシステムとは別系統で単独使用できるように配備するべきと考えます。	ご意見を参考に検討します。
17	要求水準書(案)	各業務に関する要求水準	38	II	7	(3)					工事期間中に科学館部分が賃借されていない場合、複合ビル開発者側への施設使用料等の負担についての費用を御見込ください。	工事期間中は、使用貸借いたします。 なお、工事期間中には、建物本体工事に対する内装監理費、現場協力金等が発生することを見込んでいます。当該費用は、事業者負担となることを踏まえ、ご提案ください。
18	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準	44	III	2	(2)					事業本契約が平成27年度末であり、平成28年度早期からのアウトリーチ活動を行う為の人材配置や機材・資材調達・企画開発は、時間的に難しいと考えます。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答のNo.72をご参照ください。
19	要求水準書(案)	維持管理業務に関する要求水準 業務報告書の作成・提出	47	IV	1	(5)					PFI事業としては成果発注が本筋だと考えますが、記述の「日報・月報・四半期報及び年度総括報」を都度報告義務を要求水準とするのは、その意義から逸脱するのではないのでしょうか？むしろ報告自体は最低限の確認事務に留め各事業の具体的な成果を持って要求水準とすべきと考えます。後述の自己モニタリングの確認との整合性も考慮していただきたいと思います。	モニタリングについては、セルフモニタリングに加え、市のモニタリングも実施します。市のモニタリングは、提出頂く報告書等を活用して実施するため、定期的に提出して頂く必要があります。 なお、各種報告書は、「都度」の提出は考えておらず、各月末、各四半期末、各年度末の提出を予定しています。 モニタリングや報告書の提出方法については、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
20	要求水準書(案)	警備業務の業務対象	56	IV	2	(7)	①				警備業務の業務対象範囲について、「本施設の専有部及び共用部の…」とありますが、IV.1(2)において本業務の対象範囲は専有部と定められており共用部は対象外と考えますので、訂正いただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、修正します。
21	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	57	V	1	(1)	②				ご記載の通り、学校や研究機関との連携に加え、アニメやコンテンツ関連等を含む、幅広い企業との連携により、集客力の高い運営が実施される事を祈念致しております。	ご意見ありがとうございます。民間ノウハウを最大限に活用したご提案をいただければと考えております。

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
22	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 入館料及びドームシアター(プラネタリウム)観覧料	58	V	1	(3)	②		a			本観覧料は、(案)となっていますが、もし貴市の示す上限価格なのであれば、安価すぎると考えます。あくまでも上限価格としては多彩なジャンルの番組構成を取り入れる”スペシャルプラネタリウム”枠での活用も考え上限は引き上げるべきと考えます。 具体的にはプロによるコンサートなどを考慮し、4000～5000円程度を上限とすべきと考えます。いずれにせよ事業者裁量を大きくし、その代わりに貴市との協議無しには決定できない仕立てが有効と考えます。 ただし事業者主体による自主事業の価格設定はこれとは別設定が可能である場合はその限りではありません。	特別なイベント等に関する料金設定について、例えばドームシアターにおけるスペシャルプログラムの観賞等の自主事業に関する料金については、プログラムごとに適正な料金を事業者に提案により設定していただくことを想定しています。
23	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	58	V	1	(3)	②					例えば、大人に対する利用料金(の上限)を緩和し、より収益のアップサイドを伸ばせる条件とする事で、より工夫された、幅広い提案がなされるのではないかと考えます。	公の施設であることに鑑み、大人の入館料等についても、子どもとは差を付けた上で、上限額を設けることとしております。
24	要求水準書(案)	利用料金に関する事項	58	V	1	(3)	②					上限額については下記のとおりとする、とありますが、<利用料金の設定(案)>に記載されている金額が上限であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	58	V	1	(2)	②					ご記載の通り、開館時間の上限が午後11時と、青少年のみならず、大人を対象とした運営も可能となる事から、幅広い提案がなされる事を祈念致しております。	ご意見ありがとうございます。地元の各種団体と連携することで、科学館の賑わいが創出できればと考えております。より良いご提案を期待しております。
26	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 休館日及び開館時間	58	V	1	(2)	②					ドームシアターの開館時間の下限と上限の考え方についてお問い合わせいたします。下限に含まれる事業内容は要求水準書(案)P65以降に示される内容であり、実施方針のイ 利用者から得られる収入の(カ)自主事業(任意提案)は、上限の範囲内で企画するということでしょうか？この場合、自主事業は常に夜間帯にしか行なうことが出来ないこととなります。昼間時間帯や、学校休業時期の基本条件(開館時間)内にて、ドームシアターの自主事業(任意提案)を行えるよう、柔軟な運営が可能になるように整理いただくことを希望します。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答のNo.131をご参照ください。
27	要求水準書(案)	基本事項	59	V	1	(3)	②				b	利用料金の収受業務について前払い・後払い・いつから受付・取り消し・減免等についてのお考えを記載願います。	講演会等スペースについては、3か月前からキャンセル料が発生することとします。 また、減免等については、要求水準書(案)に関する質問書に対する回答のNo.89をご参照ください。
28	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 1 基本事項	58	V	1	(3)	①					指定管理者制度(利用料金制)の導入について、本制度の趣旨が民間の裁量によるノウハウ活用とインセンティブによるものですが、今回の要求水準(案)についてはかなり細かく規定されており、自由度が無さすぎるため、もう少し要求水準の記載を緩やかにして頂きたいと思っております。	本要求水準は、市として最低限必要と考える水準を規定しており、これを前提とした上で、民間ノウハウに基づく提案を期待しております。
29	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	59	V	1	(4)	①					運営業務総括責任者は、大型集客施設での同種の勤務経験を有する者とありますが、社会教育施設のマネジメント実績を重視すべきと考えます。施設のマネジメントは集客やマーケティング能力も必要とするため、前述の職務を兼ねると考えるからです。	「大型集客施設、または社会教育施設」として要求水準書を修正します。

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
30	要求水準書(案)		59	V	1	(4)	①				<職種毎の配置条件について>の表中の名誉館長の業務内容および報酬等の有無について、ご教授いただいても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.99をご参照ください。
31	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	60	V	1	(4)	①				学校教員OBで、学校関係者とのネットワークを保持する者の配置は必須である場合、OBは雇用により可能であるがネットワークを保持する人材は客観性に欠けるため現実的ではないと考えます。	ネットワークを保持するか否かの判断基準は、ご提案に委ねることとします。
32	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	60	V	1	(4)	①				司書資格を保有するもの1名が必須の場合、図書館業務はかなり限定的な業務であるため、その他の社会教育の素質の方を重視し、人材を1名裂かなければならないのは現実的ではないと考えます。	原案のとおりとします。
33	要求水準書(案)	業務従事者の配置	61	V	1	(4)	①				PFI事業としては成果発注が本筋だと考えますが、記述の詳細な人材条件は、その意義から逸脱するのではないのでしょうか？むしろ本筋の社会教育に関する最低限の資格や素養を重視した要求水準にすべきと考えます。 前述のとおり、具体的な成果を持って要求水準とすべきと考えます。	原案のとおりとします。
34	要求水準書(案)	事業報告の作成・提出	61	V	1	(6)					PFI事業としては成果発注が本筋だと考えますが、記述の「日報・月報・四半期報及び年度総括報」を都度報告義務を要求水準とするのは、その意義から逸脱するのではないのでしょうか？むしろ報告自体は最低限の確認事務に留め各事業の具体的な成果を持って要求水準とすべきと考えます。 後述の自己モニタリングの確認との整合性も考慮していただきたいと思えます。	回答No.19をご参照ください。
35	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 マニュアル等の作成・提出	62	V	1	(7)					操作マニュアルは、事業者が各要求水準達成のために実施するいわば手段であり、詳細により提出義務を課すのは現実的では無いと考えます。	原案のとおりとします。
36	要求水準書(案)	基本事項	62	V	1	(8)					館単独のもの、館とビル全体に関係するものの区分けについてのお考えを記載願います。(防災機器、防災訓練、備蓄物、AED設置、保険等)	防災機器、防災訓練、保険については、今後開示いたします。なお、AED設置については追記し、備蓄については想定していません。
37	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	64	V	2	(1)	②	イ		b	要求水準として、大規模な巡回型特別企画展の開催を年2回以上とありますが、科学系の巡回展は種類が少なく、よいものがない場合もあります。大規模な企画展がすべて巡回展でなくてはならないか、大規模な自主企画展や共同企画展、あるいは会場貸しも可としたいと思えます。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.129をご参照ください。
38	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 投影頻度及び作成プログラム	67	V	2	(2)	②	ウ			日～木5回以上、金・土7回以上上映の原則とありますが、天文現象や宇宙・科学に関するトピックスは必ずしも夜とは限りません。すなわち、日中にイベントを行う場合も考えられ、そのイベントの時間帯は投影ができない(もしくは、その時間帯は利用者がプラネタリウムを観覧しない)可能性があります。 日中のイベントなど裁量の余地を考慮した設定回数引き下げをお願いします。(楽をするための引き下げのお願いではなく、自由裁量を発揮し効果的なものにするべく引き下げのお願いです。)	原案のとおりとします。

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
39	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 投影頻度及び作成プログラム	67	V	2	(2)	②	ウ			”少なくとも四半期に一度、全国配信番組を1番組更新し、自主制作番組を1番組以上制作すること”とありますが、全国配信番組を四半期に1番組入れるかは、自主制作番組との関連で必ずしも必要では無いと考えます。生解説の自主制作番組との兼ね合いなので、最低限の本数を指定しあとは事業者の裁量に委ねるべきと考えます。全国配信番組を更新しなくても自主制作番組が充実していれば問題は無い以上に、成果は上がるので”最低年1本以上は全国配信番組を更新する”としてはいかがでしょうか？ 同様にその下表に記載される詳細な番組本数規定も現実的ではないと考えます。	原案のとおりとします。
40	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 サイエンスショー	68	V	2	(3)	①	ア		b	サイエンスショーについて、休日のサイエンスショーの6回以上は、毎時に近い状態になり、いつでも見れると心理が働くため価値が薄れてきます。また、プラネタリウムの投影回数の相互関係もあることから、裁量の余地を残して頂きたく設定回数の引き下げをお願いします。 (楽をするための引き下げのお願いではなく、自由裁量を発揮し効果的なものにするべく引き下げのお願いです。)	原案のとおりとします。
41	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 ワークショップ	68	V	2	(3)	①	イ		b	ワークショップの実験ショーで、入館状況に応じて1日に10回程度以上とありますが、サイエンスショー(これも実験ショー)とバッチングは避けたいと考えます。裁量の余地を残して頂きたく設定回数の引き下げをお願いします。(楽をするための引き下げのお願いではなく、自由裁量を発揮し効果的なものにするべく引き下げのお願いです。)	原案のとおりとします。
42	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 学校教員との連携	73	V	2	(3)	③	ウ		b	学校教員向けセミナーやサイエンスカフェについて、他施設の事例を鑑みると、自由参加では参加が見込めなくなる恐れがあります。学校の科学館利用及び科学館連携についての貴市教育活動方針について規定できないでしょうか？	規定することは考えておりません。
43	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 交流事業に関する業務	75	V	2	(4)	①	ウ			学生・生徒が集う場所や学校の理系クラブ活動として、学生や生徒が科学館で活動できるとありますが、学校や教育委員会のご協力が不可欠です。学校や教育委員会へ周知を貴市のご協力のもとでお願いできないでしょうか？	協力することは可能と考えております。
44	要求水準書(案)	講演等スペース運営業務 施設利用細則	81	V	2	(7)	①	イ		b	供用開始12ヶ月前までに市に提示、とありますが初年度竣工前に細則を確定するのは現実的ではないと考えます。	予約を受け付ける必要があるため、原案のとおりとします。
45	要求水準書(案)	講演等スペース運営業務 施設運営業務	82	V	2	(7)	③	ア	a	i	初年度から申し込みは利用日の12ヶ月前にから受付を行うのでしょうか？	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.175をご参照ください。
46	要求水準書(案)	講演等スペース運営業務 舞台設備の保守管理	83	V	2	(7)	①	イ			この項目は特に業務委託契約の仕様書のように事細かく記載されています。前述のPFI事業としては成果発注が本筋だと考えますが、記述の「日報・月報・四半期報及び年度総括報」を都度報告義務を要求水準とするのは、その意義から逸脱するのではないのでしょうか？むしろ報告自体は最低限の確認事務に留め各事業の具体的な成果を持って要求水準とすべきだと考えます。後述の自己モニタリングの確認との整合性も考慮していただきたいと思えます。	ご指摘を踏まえ、要求水準を修正します。

## 要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
47	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	85	V	3	(1)	I	イ			要求水準の最下2項目で「駐車場・駐輪場」の料金還元サービスを提供する代わりに、ビル側と交渉頂き、科学館の占有駐車スペース(台数)をそれなりに確保を願いたいと思います。	全体で駐車台数190台程度を整備予定であり、専有駐車台数は確保する予定はありません。
48	要求水準書(案)	全般									各所に、「参考資料●」という記載がありますが、まだ開示されておりません。検討するにあたり重要な資料となりますので、早期の開示をお願いします。4/24の実施方針等に関する質問・意見の回答時には開示をお願いします。	検討中であり、全てを実施方針等に関する質問・意見の回答時までに開示することは困難ですが、随時開示していくことをご理解ください。